

◆耐震診断・改修助成制度のよくある質問◆

- Q. なぜ、補助の対象が昭和56年5月31日以前に着工された建物だけなのでしょう？
- A. 昭和56年6月1日の建築基準法改正以前の建物は、地震に対する壁量の少ないものが多く、強い地震の際に倒壊する危険が高いため助成の対象としています。
- Q. 最近、耐震補強工事をしました。助成は受けられますか？
- A. 市が、適合通知書を発行する前に、工事着手や契約されたものは助成の対象になりません。
- Q. 市内の業者でなければ、対象にならないのでしょうか？
- A. 市内、市外でも対象になります。  
ただし、診断の場合は建築士事務所の登録や、改修の場合は建設業の許可の登録をしていることが必要です。  
なお、市内の業者のリストは、ホームページで公開しております。
- Q. 耐震補強工事とリフォーム工事を併せて実施したいのですが、助成は受けられますか？
- A. 併せて工事をするには問題ありませんが、助成は耐震補強の部分のみ対象となり、リフォームは対象外となります。
- Q. 他の市では、建替えも助成の対象となっていますが、和光市も対象となりますか？
- A. 耐震助成制度は市によって条件が異なります。和光市の場合は助成の対象となりません。
- Q. 賃貸マンションを所有していますが、助成の対象となりますか？
- A. 分譲マンションのみ対象となっております。  
条件(階数、面積等の規模)によりますが、埼玉県で助成の対象となる場合がありますので埼玉県 建築安全課(048-830-5527)に直接お問い合わせください。